

機械・施設等貸借契約書

貸人_____（以下「甲」という）と、借人_____（以下「乙」という）は、
機械・施設等の貸借に関し、下記のとおり合意した。

(対象となる機械・施設等)

第1条 乙は、次の機械・施設等（以下「本機械等」という。）を甲に借り受けることを
約し、甲はこれを貸し付ける。

(本機械等の種類の表示)

機械・施設等	規 格	数 量	備 考

(貸借料金及び期間)

第2条 本機械等の貸借料金については、年間 _____ 円とし毎年 _____ 月末日までに甲指定
の口座へ支払うものとする。

なお貸借期間は、平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日から平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日までとする。

(危険負担)

第3条 本機械等の契約中に生じた滅失、毀損、価値減少等の損害は、原因理由を問わず
乙の負担とする。

(解除)

第4条 甲は、以下の事由が生じたときには、乙への書面による通知により、本契約を
解除することができる。

2 乙において、理由のいかんを問わず本機械等の使用が不可能となったとき。

本契約の成立を証するために本書面2通を作成し、甲乙各その1通を保持する。

平成____年____月____日

甲 鹿児島県大島郡

印

乙 鹿児島県大島郡

印

機械・施設等貸借契約書

貸人_____（以下「甲」という）と、借人_____（以下「乙」という）は、
機械・施設等の貸借に関し、下記の通り合意した。

(対象となる機械・施設等)

第4条 乙は、次の機械・施設等（以下「本機械等」という。）を甲に借り受けることを
約し、甲はこれを貸し付ける。

(本機械等の種類の表示)

機械・施設等	規 格	数 量	備 考

(貸借料金及び期間)

第5条 本機械等の貸借料金については無償とする。

なお貸借期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

(危険負担)

第6条 本機械等の契約中に生じた滅失、毀損、価値減少等の損害は、原因理由を問わず
乙の負担とする。

(解除)

第4条 甲は、以下の事由が生じたときには、乙への書面による通知により、本契約を
解除することができる。

2 乙において、理由のいかんを問わず本機械等の使用が不可能となったとき。

本契約の成立を証するために本書面2通を作成し、甲乙各その1通を保持する。

平成____年____月____日

甲 鹿児島県大島郡

印

乙 鹿児島県大島郡

印